

整備基金に積んでおくことが、これから市の財政にプラスになるであらうという
ようなことで積ませていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○十一番(原 敏子君)　じゃあ、振興交付金の方は向かあれですか、また後で
やくり聞かせてもらいますけども、都市施設整備基金の問題なんですけども
今の説明だと市の財政のためにこれを積み立てるんだということですが、じゃあ一億
二千万円でなくてもいいんじゃないかなというふうにも思うわけですね。

方法としては、先ほど部長も言われましたけども、翌年度繰り越し、これは最後
の補正ですか、言ってみれば六十年度最後に入ってきた収入とまでまじり財源振り
かえを歳出の部分でとした中で、これだけの予算が残って、それを予備費から振
て一億二千万円にしていたという、これが予算書なんですけども、別にこの都市施
設整備基金にこういうふうには積まなくても済むんじゃないかというふうに私は考
えてますけども、そうすると、あともう一つの翌年度繰り越しの方法がありますよね。これ
翌年度繰り越しでやっていく方法があると思うんですけども、その方法をとらない
で都市施設整備基金に積んだ方が、より市の財政を運営していくのにやりい
いんだというふうな今の答弁だろうと思うんですけども、翌年度繰り越しがでない、

翌年度繰り越しよりも都市施設整備基金に積んだ方がいいというのはどういう
ところにありますか。

○企画財政部長(内田和雄君)　予算の作成が三月末になっておりますし、数字的に積
み立てる額というものはここでは割りしてきまして、そういう意味で一億二千万円とい
う数字を積み立てるという方針で、この予算をつくらせてもらったものでございます。
そういう意味でひとつ御了承をいただければと思います。

○十二番(遠藤洋一君)　ページの今の都市施設整備基金というところから言うと
伺いたいですけども、別にこの、今の都市施設整備基金だけじゃなくて、五年
十一月でしたよね、決算のときにも三月の予算のときにも、それぞれ委員の方々から
実際の基金の運用の問題その他についての質問が出たというふうにも思うんです。
世を挙げてハイテク時代ですから、お金をふやそうというそのたくらみ、もくろみ、
考えというのはいっぱいあるわけで、そのときにも少し具体的に話が出てきて、さらに
検討しようというふうな形で質問は続いたと思うんですけども、その後、
何カ月かたって、実際半年ぐらいたっているわけで、こういった基金の効率的な運
用その他についてはどういうような研究、どういうふうな具体的になさっているのか、ある

いは今までどおりマッパリ崎銀さんに積んであるだけだということなのかもしれませんけれど、そこはいろいろ研究をなさったのかということとどうも向ってあきたいんですか……。

○収入役(高水 求君)

お答えいたします。

都市施設整備基金、そのほかいろいろ基金がございます。決算委員会あるいは予算委員会でいろいろ御意見がありましたわけですが、それらにつきましては最近では御案内のとおり大変金利も下がってしまったので、なかなか財テクというところで、それを運用していくには大変難しい状況にあったわけでございますが、公定歩合の引き下げが行われる以前におきましてはいろいろ御案内のとおり、自由金利商品がいろいろ形で出ております。

したがって、指定金融機関の制度がある関係で、やはり指定金融機関を中心としたしまして市内の金融機関が幾つかございますので、それらの、そんなに大きな違いはございまして、一応各金融機関に取り扱っている商品の中で一番有利な商品を出していたございまして、そして、こちらの方でその中から最も有利で、しかもこちらの方もいろいろ会計間での融通をつきなすやうな場合もござい

ますので、期間の設定あるいはロットの設定などを勘案して、具体的に申し上げれば現先の運用とか、あるいは外貨預金の運用とか、そういうようなことで金利の増収を回っていくというふうに六十年年度の十二月ごろまではそういうふうになっております。今回一月以降につきましても金利の若干下がりしましたけれども、方法としてはそんなような方法で、現在、基金を取り崩す予定もございしておりますので、今はこれから長期の方がいいのか、短期の方がいいのか、そこらは大変難しいわけでございますけれども、今のところ現在の時点では一応まだこれから第四次の公定歩合もどうのこうのなっていることも言われておりますので、今は短期で戦利をかかるといふようなことで運用をしております。以上です。

○二十番(指田保雄君)

都市施設整備基金の積立金が今問題になっているわけですが、三十三億円とよくするために、こう思うわけですね。六十年年度予算総額百二十三億円の約三〇%、これだけのために、ということは何かこれを使うんだという指図がございまして、こういうものに使うんだと、使っていくんだということとが、あつたために、こう思っていると思うんですね。一億二千円積んだ理由が、何なんという

これ、参考のために五十六年、五十七年、五十八年、五十九年、六十年と市長就任されてから毎年度どれだけの積み立てたのかということ、どこまで積み立てたか気が済むのか(笑聲)　じゃあ何のために積み立てるのか。

この三点をぜひ御答弁願いたいと思います。

○議長(森田治男君)　十二時十分まで休憩いたします。

午前十時五十八分　休憩

午前十一時十五分　開議

○議長(森田治男君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長(内田和雄君)　大変時間を費やして申しわけございません。

都市施設整備基金の三点の質問でございますが、まず、これから何に使っていくのかというところでございますが、まず、現在西口の駐車場、これは公営の方で購入してありますのでこれらの費用、それから駐輪場用地も購入してございます。そういうものに今後充てていくようになろうかと思っております。

それから、大きいものでは今熊川の区画整理等の計画がなされているわけですが、

もし、これが実行になりますと相当の財政が必要になってくるのではないかというようになことを思います。

それから、あとどこまで積み立てていくのかということでございますが、基金でございますので本来ならば積立額を決めていくべきであらうかと思いますが、これからの積み立てにつきましては、また、その毎年の財政状況によりまして積み立てられる年にはできるだけそういう基金として積み立てていくと。また財政状況によつては逆に積み立てができないという年もあらうかと思っておりますが、そういうことで今後も積み立てにつけてやっていきたいというふうに考えます。

それから、もう一点、積み立ての額でございますが、五十六年度の積立金が十六億六千五百余万円でございます。それで五十七年が十八億一千八百余万円、それから五十八年で二十四億六千五百余万円となりまして、五十九年で二十九億三千五百万円というふうなことで数字がなっております。また六十年、六十二年につきましては、最終的には先ほど申し上げました数字と相ついているわけでございます。以上でございます。

○二十番(指田保雄君)

説明を聞いてよくわかりました。しかし、会計年度の独立

というところからいけば、やはりなるべくその年度に市民に還元していくというのが趣旨
だと思ふんです。確かに基金もこれは必要だと思ふんですね。なければ事業が
できない。そこら辺の整合性をよく考へて、これからも努力していただきたいと、このよ
うに要望して、終わります。以上。

○十七番(東田正治君)

それでは一点だけお願いします。

これはハペーの消防費のことですが、歳入との関連もよろうとあるんですが、ここ
で一般財源と国都支出金の振り分けがなされております。当初予算において
これはやはり全体の二〇%が国都支出金という形で、都から調整交付金という形で
来るようになつていたというふうに思ふんですが、この辺のいきさつをひとつお願いしたい
んですが……。

○企画財政部長(内田和雄君)

消防費の関係でございしますが、六十年度の総額で
は三億八千九百三十三万三千円となっております。全体の調整交付金額では一億
二千九百二十三万八千円をございまして、これが三三・二%の率となっております。

数変の緩和としては一億二千九百二十三万八千円のうちの五千三百七十八万六千
円が数変緩和分として入っております。以上でございします。

○十七番(東田正治君)

そのあたりのことは、事務的のことはよろうと私も詳しいことはよく
わかりないます。常備消防費というものはあくまでも調整交付金という形で地方
財政の圧迫しないようにその分を見ていくと、数変緩和という話もありましたけども、
年次ごとに一〇〇%にもつていくためにもこの全額を東京都で見ると、こういう形で今まで
やってきたと思ふんですね。

今年度から、六十年度からこれが一切調整交付金では見ないと、こういう形になつて
きたのではないかと、いうふうに私は素人考え方で思ったわけですが、その辺もう一度、清
みません、わかりやすく……。

○企画財政課長(野沢久人君)

御指摘の点でございしますけれども、お許しをいただ
きまして、お答えをさせていただきたいと思ひます。

今おっしゃられましたように、いわゆる今までのやり方ですと当該年度の消防費の
基準財政需要額の八〇%分、それをその年度で負担するという形になつていたわ
けでございします。

六十年度はどういう形になつたかと言いますと、前年度の基準財政需要額、要する
に常備消防分をございしますが、その常備消防分の基準財政需要額のいわゆる一〇〇

%、それが負担額の総額にりますという形の改正になったわけでございます。

したがって当該年度の基準財政需要額の80%と、それから前年度の基準財政需要額の100%の間に金額の上で差が出てまいります。その差の部分をいわゆる教

変後和分という形で卸の方で100%見ますと、こういう形になったわけでございます。

したがって、いわゆる通常分と呼んでおります分につきましては今までの分と金額の上での差は、算定上の差はございません。教変後和分だけが要するにプラスになって余計来るといふような形にかわつていくということでございますので、よろしく願ひいたします。

○十七番(東田正治君)

わかりました。

それではあれですか、昨年度より一般財源の歳出額がある程度伸びているのかどうか、そこを願ひします。

○議長(森田治男君)

暫時休憩いたします。

午前十一時三十五分 休憩

午前十一時三十六分 開議

○議長(森田治男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長(内田和雄君)

どうも時間と費やまして済みません、申しわけございません。

一般財源の五十九年度の持ち出し額が二億三千九百七十四万七千円、六十年度が二億六千九万五千円で二千三十四万八千円の一般財源の持ち出しが増加になつております。

○十七番(東田正治君)

それでは御要望申し上げます。

こういうことだろうというふうに思つてました。それで、毎年毎年東京都はこういうふうに財源を各自治体に押しつけてくると、こういう形をとると思ひます。

これはし尿処理の問題もそうだったと思ひます。これから考えられることは保険証ですね、これも当然市に移管という形が出てくる可能性が十分あると思ひます。それで老健法に伴うそういう充実をやりなさい、やりなさいと上からはそういうことを通達が来ると板挟みになつて一般財源もどんどん持ち出しがふえていくと思ひます。

その辺で、私は理事君の方に御要望申し上げますが、毎年、これは来年もまだふえます。一般財源が徐々にこうやってふえていきますので必ずこういう点を先を見通した考え方でぜひこういうふえる分のまた二分の一くらいは補助としてもらうような形でぜひ交渉をお願いしたいと御要望申し上げます。

以上です。

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終ります。

これより報告第三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本会には原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議があるようですので起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本会には原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君)

起立多数であります。よって報告第三号は、原案のと

おり承認されました。

○議長(森田治男君)

日程第六 議案第二十八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君)

御指名を承りましたので、議案第二十八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由並びにその内容を説明申し上げます。

本会には、御案内のように議員等の報酬につきまして昭和五十七年改正以来今日まで据え置かれていたに因り、その後の諸君の起立、その中には他市の動向、それから一般職の職員の給与水準、そういった諸般の状況を考慮いたしまして、この際、市長におきましてこの報酬関係につきまして諮問として適正な答申をいただく時期であろうというふうに判断のもとに、去る四月の二十四日、福生市特別職報酬等審議会をを設置いたしまして市議会議員の報酬、それと市長等の給料につきまして諮問を申し上げたところでございます。

同市議会におかれましては三回にわたりまして慎重かつ御熱心に御審議を承り、五月の十三日付をもちまして市長等と

おします。給料あるいは議員の報酬、それとその実施時期、そういつたことに付まして答申を市長あてにされたところでございます。この答申に基づきまして本条例を改正いたそうとするものでございまして、その金額あるいは実施時期等については答申そのものともなうして本日の改正案の御提案申し上げております。

まず、その内容でございしますが、第一条の規定いたします報酬額に関する規定をこの際、別表形式といたしまして別表第一のようになく改めようとするということでございます。次に改正の内容でございしますが、議長につきましては現行三十三万三千円を三万三千円引き上げまして二十六万六千円に、率にいたしまして九・九%のアップと相なっております。副議長につきましては現行の二十九万四千円を二万九千円引き上げまして三十二万三千円に、率にいたしまして九・九%のアップ。常任委員会委員長、特別委員会委員長につきましては現行二十八万三千円を二万八千円引き上げまして三十一万一千円に、率にいたしまして同じく九・九%のアップ。議員につきましては現行二十七万八千円を二万二千円引き上げまして三十三万五千円に、率にいたしまして九・七%のアップと相なぐれ改正いたそうとするものでございます。

このたびの改正をいたしまして二十六万六千円にあげるランクといたしましては極めて低位でござ

いまして、その辺についてはことに申しわけない次第でございしますが、一応現在の厳しい情勢下というものを踏まえまして御答申をいただいたわけにございまして、その辺ひとつよろしく御賢察のほどをうかがいたいと思っております。

ちなみに二十六万六千円平均の現在の議員さんに対しては報酬額につきましては三十三万九千円というふうな数字に相なっております。

次に今回の改正に要します金額を申し上げますと約九百十一万円程度と相なります。

また第四条例第二項の改正は、今回新たに第一条関係において別表第一を設けましたことによりまして第四条例関係の費用弁償の支給額を定めた別表がそのまま別表第二となるということでございまして、条文の整備をしようとするものでございます。

次に附則でございしますが、この条例は公布の日から施行しまして昭和六十二年六月一日から適用いたそうとするものでございます。諮問をいたしました時期あるいは答申をいただいた時期が五月でございしますので遡及せずにその直近の時期、実質的に六月一日に一定の条例の適用をするということにございします。

以上、甚だ雑駁な説明でございましたが、何とぞ慎重御審議を賜りまして原

案どおり御決定くださるようお願ひ申し上げまして、説明にかえらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番(原 敏子君) 一つだけ質問したいと思うんですが、今改正のアップ率

なんですけれども、九・九%がずっとありまして、最後九・七%ということなんですけれども、これは審議会の答申なのであれなんですけれども、おわかりになつてゐる範囲で、なぜこのパーセントを九・九、なかりか九・九%というのは何かあるのかなというふうに思ひますけれども、九・九%だから、最後の議員が九・七%になつてますけれども、その根拠が何かあったかどうか。それだけ、総務部長(浅見裕康君) このアップ率は結果において、こういった数値になつたわけじゃないんですけれども、御審議をいただきました一応審議過程というふうなところを、お話を申し上げておきます。

一応、四年間据え置いたという意味では他市が非常にその間アップしてありますので、当然平均的な数値を持つていくについては相当なアップをしないと、その金額に達しないということも一つの問題点として指摘されております。

それともう一点は、現下の厳しい財政事情、あるいは市民感情、そういった一つの情勢を

判断の材料にいたしました。やはり二けたのアップというのは現時点ではなかなかどうもいろんな点で難しうござあるんじゃないかというふうな意見も出しまして、結果において二けたにはならないギリギリの線で最終的には審議会の先生方が結論づけたいというふうな経緯でございます。以上です。

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第二十ハ号は、総務委員会に付託いたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十ハ号は、総務

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第七議案第二十九号 福王市非常勤の特別職の職員

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君)

御指名をうけよういたしましたので、議案第二十九号
福王市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容を説明申し上げます。

本案は、たゞい議案第二十八号において申し上げましたように報酬等審議会
の答申に基づきまして議員及び市長等の報酬あるいは給料を改定しようとする
ことに伴ひまして、これに準拠いたしまして非常勤の特別職の報酬額につきましても
見直しをさせていただきましてその報酬額を改定いたそうとするものでございます。

その内容でございするが、別表第一の中におきましてそれだけの非常勤の特別職
の職員の報酬額を改定いたそうとするものでございまして、改定によりまして引き上げ
額は千円から一万五千円でございまして、率にいたしまして二四%から一七・六五%のアップ
と相なりつております。

今回の改定の基準といたしましては、いわゆる新市の平均額、これを各委員ごと
に算出をさせていただきまして当市の現行の報酬額、これとを比較をさせていただ
きまして、それに準じましてそれだけ必要であらうというような額を改定をさせていただ

くというような経緯でございします。

なお、他市と類似を見ておりまして行政事務連絡員あるいは市史編纂専門
委員等につきましては市の独自の判断によつて算出をさせていただきました。なお、
たゞい御質問もございしたように、議員さんのアップ率におきましては二ヶ年という
ものを避けまして一〇%の直近の一ヶ年のアップ率ということに相なりつておりますけれども、
たゞい御提案申し上げております非常勤の特別職の皆様方におきましては、
六千円とか八千円とか絶対額が非常に少ない、なほかつ四年間据え置かれてきたと
いうような現況を踏まえまして、この二ヶ年というアップに余り二だわらずに今回改正
をさせていただいてゐる。もちろん、それは他市との比較においての結果というところも一応
一つの理由になつております。もう一つのことでは今回御提案をさせていただいてあります。
参考でございするが、この改正に要します金額というものは約四百十八万円と相
なりします。

表の内外の説明は記載のとおりでございまして、まことに恐縮でございするやうな省
略をさせていただきましてとあらうが御了承いただきたいと存じます。

次に附則でございするが、本条例は公布の日から施行しまして、改正後の条例

にうましまして昭和六十一年六月一日から適用いたそうとするものでございます。

第三項におきまして、改正前の規定により、六月一日から各例施行の日の前日まで
に支払われました報酬につきましては改正後の各例による報酬額の内払いであると
いうことを規定したものでございます。

以上、甚だ雅聚は説明でございしたけれども、何とぞ慎重御審議を賜りまして
原案どおり御確定くださるようお願ひ申し上げまして、説明はかえりていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十九号は、総務委員会に付託いたし
たいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十九号は、総務委員

会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第八議案第三十号 福生市長等の給与に関する各

例の一部を改正する各例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第三十号 福生
市長等の給与に関する各例の一部を改正する各例につきまして提案理由並び
にその内容を説明申し上げます。

本案につきましては議員の報酬額の改定同様、その福生市の特別職報酬
等審議会の答申に基づきまして給料月額を改定しようとするものでございまして、
なお、市長等の給与の支給の実情に應じまして各本文の改正備もあわせて行ふと
するものでございます。

まず、第四条の見出しでございしますが、現行ではその他の給与等というふうな見